



第4章 障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み

＜新規の表記について＞

新規：各事業・取組のうち、前計画（障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期））には掲載していないが、新たに計画に位置付けて取り組んでいく項目。
※本計画の計画期間前（2020年度以前）から事業等を開始していたものを含む。

1 訪問系サービス 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

地域で生活していくために必要な訪問系サービスを、障がいの種別にかかわりなく充実させていきます。

※訪問系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- 利用人数：月間の実利用人数
- 利用時間数：月間の延べサービス利用時間数

（1）居宅介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	4,340	4,450	4,570
利用時間数(時間/月)	81,860	82,550	83,300

(2)重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的・精神障がいにより常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	440	450	460
利用時間数(時間/月)	134,500	151,000	169,320

(3)同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	470	470	470
利用時間数(時間/月)	9,530	9,530	9,530

(4)行動援護

知的または精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	770	780	790
利用時間数(時間/月)	12,620	12,780	12,940

(5)重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とする方であって、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	1	1	1
利用時間数(時間/月)	640	640	640

2 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）

障がいの種別にかかわりなく、地域でいきいきと生活することができるよう、日中活動系サービスを充実させていきます。

※日中活動系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- 利用人数：月間の実利用人数
- 利用日数：月間の延べサービス利用日数

（1）生活介護

常時介護を必要とする方に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的な活動または生産活動の機会を提供し、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	5,110	5,180	5,240
利用日数(人日/月)	94,290	93,420	92,670

（2）自立訓練（機能訓練）

身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定期間、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	20	20	20
利用日数(人日/月)	290	290	290

(3)自立訓練(生活訓練)

生活能力の維持、向上等のため、一定期間、入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	290	320	350
利用日数(人日/月)	3,180	3,300	3,420

(4)宿泊型自立訓練

生活能力等の維持、向上のため、一定期間、居室その他の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	50	50	50
利用日数(人日/月)	1,560	1,620	1,680

(5)就労移行支援

一般企業での就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力向上のため、一定期間、事業所内や企業における生産活動等の機会の提供を行うとともに、必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	820	830	840
利用日数(人日/月)	13,310	13,470	13,640

(6)就労継続支援A型

雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	2,120	2,170	2,220
利用日数(人日/月)	39,490	39,760	40,030

(7)就労継続支援B型

雇用契約を結ばずに、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	8,520	9,170	9,820
利用日数(人日/月)	133,050	140,900	148,750

(8)就労定着支援

雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上でさまざまな問題に関する相談、助言その他必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人日/月)	390	460	530

(9)療養介護

医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人日/月)	310	310	310

(10)短期入所(ショートステイ)福祉型

介護する方が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所において、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	1,120	1,190	1,260
利用日数(人日/月)	7,920	8,370	8,820

(11)短期入所(ショートステイ)医療型

介護する方が病気の場合などに、一時的に、医療機関などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	220	230	240
利用日数(人日/月)	900	940	980

3 居住系サービス等 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等

地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援助)について、その運営を行う社会福祉法人などに必要な支援を行い充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備や、地域移行支援・地域定着支援等の推進と併せ、入所施設や病院から地域生活への移行を進めます。

※居住系サービス等の見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

□利用人数：月間の実利用人数

(1)自立生活援助

一人暮らしの方などに、一定期間、定期的な居宅訪問や、随時の相談に応じるなど、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整などの支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	20	30	40

(2)共同生活援助

主に夜間において、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	3,970	4,280	4,620
定員数	4,376	4,718	5,093

(3)施設入所支援

施設入所する方に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	1,953	1,926	1,899

(4)地域生活支援拠点等(新規)

地域生活支援拠点等を整備、運営するとともに、その機能の充実に向けた検証や検討を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
設置箇所数	1	1	1
検証及び検討の実施回数	1	1	1

4 相談支援サービス 計画相談支援・地域相談支援

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援サービスを充実させていきます。

※相談支援サービスの見込量は、各年度における1か月(地域相談支援は1年)あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

□利用人数：月間の実利用人数 ※計画相談支援

□利用人数：年間の実利用人数 ※地域相談支援

(1)計画相談支援

サービスの支給決定におけるサービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	9,545	10,161	10,777

(2)地域相談支援

住宅の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に関する支援を行います。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
地域移行支援	利用人数(人/年)	52	61	70
地域定着支援	利用人数(人/年)	37	43	49

5 障がい児支援サービス

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・福祉型障がい児入所支援・医療型障がい児入所支援・障がい児相談支援・医療的ケアを必要とする子どもの支援関係

障がいのある子どもの発達を支援するため、児童福祉法に基づく障がい児支援を充実させていきます。また、児童発達支援センターを地域における中核的支援施設としながら、障害児通所支援事業所や障害児入所施設、行政機関等、さまざまな関係機関連携のもと、障がい種別に関わらず、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援の実施を図るとともに、重層的な支援体制づくりを進めていきます。

※障がい児支援サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- 利用児童数：月間の実利用人数
- 利用日数：月間の延べサービス利用日数

(1)児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	4,760	5,090	5,420
利用日数(人日/月)	53,260	56,370	59,480

(2)医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などの支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	60	60	60
利用日数(人日/月)	390	390	390

障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み

(3)放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進、その他必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	7,620	8,290	8,960
利用日数(人日/月)	80,750	87,430	94,110

(4)保育所等訪問支援

専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言等、必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	60	60	60
利用日数(人日/月)	170	190	210

(5)居宅訪問型児童発達支援

専門職員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	4	4	4
利用日数(人日/月)	10	10	10

(6) 福祉型障がい児入所支援

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練などを行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	58	58	58

(7) 医療型障がい児入所支援

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練のほか、治療などを行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	65	65	65

(8) 障がい児相談支援

障がい児通所支援の支給決定における障がい児支援利用計画案を作成し、障がい児通所支援事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	2,604	2,798	2,992

(9) 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援関係(新規)

医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援する学校や事業所等へのサポート医師による巡回指導等を実施するとともに、医療的ケア児支援者養成研修の充実により、地域におけるサポート体制づくりを推進します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
サポート医師による巡回指導回数	36	36	36
医療的ケア児支援者養成研修受講者数	90	90	90

6 \ 発達障がい者支援

発達障害者支援法に基づき、発達障がいに対する正しい理解の促進、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援の実施に向け、支援体制の充実を図ります。

(1) 発達障がい者支援地域協議会の開催

発達障がい児者やその家族、学識経験者、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が地域における支援体制整備の充実について協議を行う協議会を開催します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	2	2	2

(2) 発達障害者支援センターによる相談

発達障がいに関する専門的な相談、支援が必要な方に対し、発達障害者支援センターにおいて、発達、就労等に関する相談を実施します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
相談件数	740	740	740

(3)発達障害者支援センターによる機関支援、研修等

発達障害者支援センターにおいて、福祉、教育、司法等の関係機関に対し、発達障がいに関する専門的な助言などの機関支援を行います。特に、発達障害者地域支援マネジャーは、二次障がいや行動障がいがあるなど、支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの機関支援を行います。

また、見た目では分かりづらい発達障がいの特性に関する理解が深まるよう、外部機関や地域住民への研修、普及啓発を実施します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
関係機関への助言件数	1,400	1,400	1,400
外部機関や地域住民への研修、啓発件数	290	290	290

(4)ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施(新規)

保護者が子どもの発達障がいの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するため、ペアレントプログラム(主に子どもの観察方法を身につける)やペアレントトレーニング(主に子どもへの対応方法を身につける)を実施します。

また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの受講者数	20	20	20

障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み

(5)ペアレントメンターの養成(新規)

発達障がい児の子育て経験のある保護者が、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者に対して相談を行うペアレントメンターの養成を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
ペアレントメンターの人数	34	34	34

(6)ピアサポート活動支援の実施(新規)

発達障がいのある方や保護者、家族同士が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援を実施します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
ピアサポート活動支援への参加人数	140	140	140

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム¹⁰の構築(新規)

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制づくりを推進します。

(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置(新規)

保健、医療(精神科)、福祉、介護、障がいのある方、家族の参加を得て、地域包括ケアシステムを構築するために必要となる協議の場を設けます。札幌市の実情に応じた目標設定や取組、評価を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	2	2	2
目標設定及び評価の実施回数	1	1	1

(2)精神障がいのある方の障がい福祉サービス種別ごとの利用者数(新規)

地域包括ケアシステムを構築するため、精神障がいのある方の障がい福祉サービスの利用状況を把握し、協議の場における検討等に活かしていきます。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
地域移行支援の利用者数(人/年)	43	50	58
地域定着支援の利用者数(人/年)	16	19	22
共同生活援助の利用者数(人/月)	1,350	1,460	1,570
自立生活援助の利用者数(人/月)	12	18	24

10: 精神に障がいのある方が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、教育などの各分野の取組が機能的に提供されるシステムのこと。

8 相談支援体制の充実・強化等(新規)

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施(新規)

障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施の有無	あり	あり	あり

(2) 地域の相談支援体制の強化(新規)

地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成のために行う研修や連携強化のための会議等を実施し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	557	557	557
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	16	16	16
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	16	16	16

9 障がい福祉サービス等の質の向上(新規)

障がい福祉サービス等に係る集団指導、障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施等により、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

(1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の実施(新規)

障がい福祉サービス等に係る市職員向け研修を引き続き実施し、障がい福祉サービス等についての理解をより一層深めていきます。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
延べ受講人数	810	810	810

(2) 指導監査結果の関係市町村との共有(新規)

障がい福祉サービス等事業所に対し指導監査を適正に実施するとともに、指定取消等の行政処分等に至った場合は、監査結果を関係自治体と共有する取組を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
関係自治体との共有回数	80	80	80

(3)障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施(新規)

障がい福祉サービス事業所における人材確保・定着、サービスの質の向上を図るため、事業所管理者向け研修や児童指導員等を対象に初任者研修を実施します。また、障がい福祉サービス事業所等におけるキャリアパス制度の導入支援や専門学校等との連携により、新卒者等に対し障がい福祉の仕事の魅力を発信していきます。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
研修実施回数	26	26	26
キャリアパス訪問相談件数	35	35	35
魅力発信事業説明会開催件数	3	3	3

(4)障がい福祉サービス等に係る集団指導及び

障がい者自立支援審査システムによる審査結果等の共有(新規)

札幌市が実施する障がい福祉サービス等事業所に対する集団指導において、よくある指摘事項、請求誤りの事案を説明・共有し、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
参加事業所数	1,500	1,550	1,600
実施回数	3	3	3

(5)障がい児地域支援マネジメント事業の実施(新規)

地域に配置された障がい児地域支援マネージャーが、担当地区内の障がい児通所支援事業所を訪問して、療育情報の把握と提供、療育への技術支援や関係機関との支援調整を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
訪問回数	592	638	638

(6)新型コロナウイルス感染症等の対策に係る事業所支援(新規)

感染症流行時についても、安定的なサービス提供が図られるよう、必要な情報提供や研修等の実施、迅速な助言・指導に取り組むとともに、入所施設等における集団感染に備え、北海道と連携して、施設間の協力体制を促し、必要な介護の確保を図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
北海道と連携した施設間の協力体制の確保	あり	あり	あり

10 地域生活支援事業等のサービス 地域生活支援事業、地域生活支援促進事業

(1) 地域生活支援事業

■概要

地域生活支援事業は、障がいのある方がその持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村などを中心として、地域で生活する障がいのある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

■実施主体

地域生活支援事業は、市町村が行う市町村地域生活支援事業と、都道府県が行う都道府県地域生活支援事業に分かれます。

札幌市では市町村地域生活支援事業を実施します。事業によっては、その全部または一部を団体等に委託して実施します。

■地域生活支援事業のメニュー

地域生活支援事業では、すべての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。

札幌市では、これまでの事業実施状況やサービス提供体制を勘案し、以下の事業を展開していきます。

【地域生活支援事業（必須事業）】

- [1] 理解促進研修・啓発事業
- [2] 自発的活動支援事業
- [3] 相談支援事業
- [4] 成年後見制度利用支援事業
- [5] 成年後見制度法人後見支援事業
- [6] 意思疎通支援事業
- [7] 日常生活用具給付事業
- [8] 手話奉仕員養成研修事業
- [9] 移動支援事業
- [10] 地域活動支援センター機能強化事業

- [11] 発達障害者支援センター運営事業
 - [12] 障がい児等療育支援事業
 - [13] 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
 - [14] 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - [15] 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業
 - [16] 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業
- ➡「発達障がい者支援地域協議会の開催（63頁）」参照

【地域生活支援事業（任意事業）】

- [17] 福祉ホームの運営
- [18] 訪問入浴サービス事業
- [19] 生活支援事業（生活訓練等事業）
- [20] 日中一時支援事業
- [21] 児童発達支援センター等の機能強化
 - ➡「障がい児地域支援マネジメント事業の実施（70頁）」参照
- [22] レクリエーション活動等支援
- [23] 点字・声の広報等発行事業
- [24] 奉仕員養成研修事業
- [25] 自動車運転免許取得・改造補助事業

(2) 地域生活支援促進事業

■概要

地域生活支援促進事業とは、地域生活支援事業で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施するため、国として促進すべき事業として位置づけられたものです。

■実施主体

地域生活支援促進事業は、市町村が行う市町村地域生活支援促進事業と、都道府県が行う都道府県地域生活支援促進事業に分かれます。

札幌市では市町村地域生活支援促進事業を実施します。事業によっては、その全部または一部を団体等に委託して実施します。

■地域生活支援事業のメニュー

- [26] 障がい者ICTサポート総合推進事業
- [27] 障がい者虐待防止対策支援事業
- [28] 特別促進事業
- [29] 発達障がい者支援体制整備事業
 - 「発達障害者支援センターによる機関支援、研修等(64頁)」参照
- [30] 医療的ケア児等総合支援事業
 - 「医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援関係(62頁)」参照
- [31] 発達障がい児者及び家族等支援事業
 - 「ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施」「ペアレントメンターの養成」「ピアサポート活動支援の実施」(64～65頁)参照
- [32] 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
 - 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(66頁)」参照

(3) 地域生活支援事業等の種類ごとのサービス見込量

地域生活支援事業（必須事業）：[1]～[16]

[1] 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施の有無	あり	あり	あり

[2] 自発的活動支援事業

障がいのある方やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対して、必要な支援を行います。

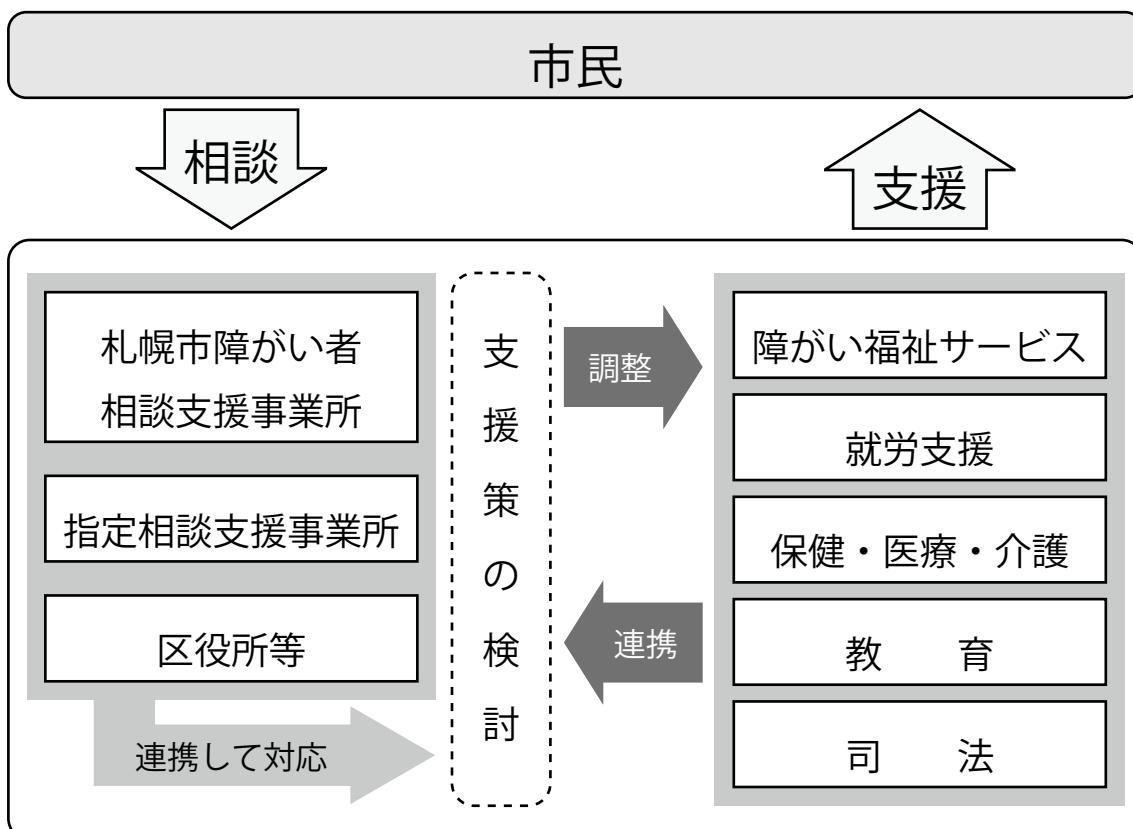
単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施の有無	あり	あり	あり

[3] 相談支援事業

障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人・家族・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
障がい者相談支援事業	箇所数	20	20	20
基幹相談支援センター	設置の有無	あり	あり	あり
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	あり	あり	あり
住宅入居等支援事業	実施の有無	あり	あり	あり

【相談と支援のイメージ】



[4] 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められ、本人や親族等による申立てが期待できない知的障がいのある方、精神障がいのある方について、親族等に代わって市長が家庭裁判所への申立てを行います。

市長申立て事案において、資産・収入等の要件を満たした方に対し、その申立て費用及び成年後見人等に対する報酬の助成を実施します。

また、経済的な理由により成年後見制度が利用できないことがないように、本人、親族申立て事案においても、市長申立て事案と同様に助成を実施します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
市長申立て実利用人数	16	16	16
本人・親族申立ての報酬助成件数	38	44	50

[5] 成年後見制度法人後見支援事業

身寄りのない方が判断能力を欠く状態になり、市長が法定後見の申立てを実施したケースのうち、十分な資産がないなど一部のケースについて、法人として成年後見人を受任し、本人に代わって法律行為を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施の有無	あり	あり	あり

[6] 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方などに、手話通訳や要約筆記を行う人を派遣し、意思疎通を支援します。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
手話通訳者派遣事業	利用人数	607	607	607
要約筆記者派遣事業	利用人数	54	54	54
手話通訳者設置事業	通訳者数(専従+登録者)	68	68	68

[7] 日常生活用具給付事業

障がいのある方に、自立生活支援用具などの給付を行います。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護・訓練支援用具	年間の総給付件数	220	244	270
自立生活支援用具		642	648	654
在宅療養等支援用具		422	424	426
情報・意思疎通支援用具		867	1,149	1,524
排泄管理支援用具		37,883	38,596	39,322
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		63	60	57

[8] 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方などの意思疎通支援に必要な手話奉仕員を養成します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
修了者数	265	269	272

[9] 移動支援事業

屋外での移動に著しい困難がある方に、外出のための支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数	3,250	3,250	3,270
延べ利用時間数	405,550	422,930	439,200

[10] 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がいのある方の地域生活の支援を促進します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
箇所数	48	47	46
利用人数	556	544	532

[11] 発達障がい者支援センター運営事業

発達障害者支援センターを拠点として、自閉症など発達障がいのある方や家族に対する支援を総合的に行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
箇所数	1	1	1
利用人数	840	840	840

障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み

[12] 障がい児等療育支援事業

障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、専門の職員が、保育所等への療育指導や療育支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
サービス提供事業所数	5	5	5

[13] 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成します。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
手話通訳者養成研修事業	修了者数 (登録者数)	13(5)	13(5)	13(5)
要約筆記者養成研修事業		7(6)	7(6)	7(6)
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業		6(4)	6(0)	6(4)
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業		10(5)	10(5)	10(5)

[14] 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣します。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用人数	1,009	1,049	1,091
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業		—	170	255

[15] 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

①地域生活支援広域調整等事業

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
協議会の開催回数	2	2	2

②地域移行・地域生活支援事業

精神障がいのある方の視点を重視した支援を充実させる観点や、入院中の精神障がいのある方の退院に向けた意欲を喚起する観点から、ピアサポートを活用します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
ピアサポート従事者数	4	4	4

③災害時心のケア体制整備事業(新規)

災害時などの緊急時においても、専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、専門的なケアを必要とする方のための日常的な相談体制の強化を図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
専門相談員の配置の有無	あり	あり	あり

地域生活支援事業(任意事業)：[17]～[25]

[17] 福祉ホームの運営

現に住居を求めている障がいのある方に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用いただくとともに、日常生活に必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
定員	37	37	37

[18] 訪問入浴サービス事業

入浴業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供し、身体に障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数	169	169	169
延べ利用人数	11,154	11,154	11,154

[19] 生活支援事業(生活訓練等事業)

障がいのある方などに対して日常生活上必要な訓練などを行います。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
中途失明者社会適応訓練事業	延べ 利用人数	735	735	735
聴覚障がい者社会生活教室開催事業		634	634	634

[20] 日中一時支援事業

障がいのある方などの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るために、障がいのある方などを一時的に預かり介護します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数	810	809	808
延べ利用人数	28,385	28,013	27,645
箇所数	62	62	62

[22] レクリエーション活動等支援

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある方などが社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	1	1	1

[23] 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある方のために、点訳、音訳、その他の分かりやすい方法により、広報さっぽろの情報等、障がいのある方が地域生活を送るうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
点字さっぽろ・声のさっぽろ発行	利用者数	654	654	654
点字即時ネットワーク事業	延べ利用人数	5,280	5,280	5,280

障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み

[24] 奉仕員養成研修事業

視覚に障がいのある方などの意思疎通支援に必要な点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
点訳奉仕員養成事業	修了見込み者数	0	0	20
朗読奉仕員養成事業	修了見込み者数	20	0	20

[25] 自動車運転免許取得・改造補助事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
運転訓練	利用人数	18	18	18
改造補助	利用人数	44	44	44

地域生活支援促進事業：[26]～[28]

[26] 障がい者ICTサポート総合推進事業

障がいのある方の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「札幌市障がい者ICTサポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、ICTに関する利用相談や情報提供、パソコン講習、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施の有無	あり	あり	あり

[27] 障がい者虐待防止対策支援事業

障害者虐待防止法に基づき障がい者虐待相談窓口を設置するとともに、夜間・休日対応のための緊急窓口にて24時間365日の通報受付を行います。また、セミナーなどの開催や啓発リーフレット配布等、虐待防止に関する普及・啓発により未然防止や早期発見に努めるとともに、関係機関などとの情報共有や連携強化を図ることで、迅速かつ適切な支援を可能とする体制の整備を進めます。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
虐待防止の相談窓口の設置箇所数	31	31	31

[28] 特別促進事業

①施設入浴サービス事業

施設の入浴設備を利用して入浴の機会を提供し、身体に障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数	8	8	8
延べ利用人数	418	418	418

②重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業

寝たきりの重度の身体障がいをお持ちの方が自宅で使用している寝具などの洗濯乾燥を行うことで、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数	24	24	24
延べ利用人数	36	36	36

③身体障がい者あんしんコール事業

ボタンを押すだけで受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、健康などの相談に24時間対応するほか、受信センターから定期的な連絡(月1回程度)を行うことで安否を確認します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数	56	56	56

11\ その他の社会参加に係る支援

すべての人の社会参加において就労は重要な要素のひとつであり、障がいのある方にとってもそれは同じであることから、障がいのある方の雇用促進や職場定着に向けた支援が必要です。

また、障がいのある方の地域における社会参加を促進するためには、多様なニーズを踏まえた支援が必要です。障がいのある方が、文化芸術を鑑賞する機会または創造や発表などの多様な活動に参加する機会を創出したり、視覚などに障がいのある方の読書環境の整備・充実を図ります。

■障がい者就業・生活相談支援事業

障がいのある方の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して「ジョブサポート」や支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
相談件数	29,500	29,500	29,500
就職に結びついた人数	140	140	140

■創造の機会の拡大

各種教養・文化活動を札幌市身体障害者福祉センターにおいて実施するとともに、新たに障がいのある方のための参加型の音楽ワークショップを実施します。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
教養講習会	延べ参加人数	3,408	3,408	3,408
障がい者向け文化芸術体験事業	参加人数	—	15	15

障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み

■作品等の発表の機会の確保

障がい者週間記念事業の一環として実施する楽芸会(障がい者の文化芸術の発表会)などの開催を通じて、作品等の発表・鑑賞の機会を提供します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施回数	5	5	5

■視覚等に障がいのある方の読書環境の整備

視覚等に障がいのある方に情報提供を行うインターネットを利用した図書館(サピエ)の活用など、読書環境の整備を図ります。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
視覚障害者情報総合ネットワーク(サピエ)	登録人数	304	313	322
電子図書館	貸出冊数	52,000	52,000	52,000

12 サービス見込量等確保のための主な方策

障がい福祉サービス等については、国の基本指針などの内容も踏まえたうえで、以下の視点に立って、必要なサービス等を提供できるようサービス基盤を整備するとともに、質の向上に努めます。

- ◆障がい種別にかかわらず、障がい特性に応じた質の高いサービスを提供するため、事業所の人材確保や定着等の支援により、引き続きサービス基盤の整備に努めます。
- ◆それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援を提供するため、先駆的な取組の調査・研究をし、事業者への周知・働きかけを行います。
- ◆円滑なサービス提供を確保するため、事業者への必要な情報提供や事業者間の連携の強化を図ります。
- ◆サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。
- ◆地域での居住の場となるグループホーム(共同生活援助)について、事業者と協働し、設置を推進します。
- ◆地域での自立した生活を支えるため、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業など、地域生活支援事業の多彩なメニューを引き続き実施します。